

建築工事積算要領等資料 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 共通費算定に関する数値の取扱い</p> <p>(1) 率による算定 共通費要領の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。</p> <p>(2) 積み上げによる算定 積み上げによる算定は第4編1に準ずる。</p> <p>(3) 一般管理費等 算出された金額の範囲内で、工事価格が千円単位となるように一般管理費等で調整する。</p> <p>2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。 なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。</p> <p>ロ 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。 なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。</p> <p>ハ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と</p>	<p>第3編 共通費</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 共通費算定に関する数値の取扱い</p> <p>(1) 率による算定 共通費要領の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。</p> <p>(2) 積み上げによる算定 積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。</p> <p>(3) 一般管理費等 算出された金額の範囲内で、工事価格が千円単位となるように一般管理費等で調整する。</p> <p>2 新営工事と改修工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ 共通仮設費率は、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの共通仮設費率とする。 なお、積み上げによる共通仮設費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の共通仮設費に計上する。</p> <p>ロ 現場管理費率は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する新営工事と改修工事それぞれの現場管理費率とする。 なお、積み上げによる現場管理費は、新営工事と改修工事のうち主な工事の現場管理費に計上する。</p> <p>ハ 一般管理費等は、新営工事と改修工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事と改修工事に区分して算定する。</p> <p>3 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と</p>

改正前	改正後
<p>主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>ロ 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。</p> <p>※軽微な工事とは、原則として次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>また、工事内容、工事費の比率等を考慮し、適切に対応する。</p> <p>(イ) 主たる工事以外のいずれかの工事の直接工事費が、主たる工事の直接工事費の1/20以下又は300万円以下の場合</p> <p>(ロ) 工事内容、工事費及び工期から判断して、イに準ずるとみなせる場合</p> <p>ハ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合</p>	<p>主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合</p> <p>イ 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。</p> <p>(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <p>ロ 主たる工事以外のいずれかの工事（昇降機設備工事を除く。）が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として(1)イ、(イ)及び(ロ)による。ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断出来る場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。</p> <p>[削除]</p> <p>ハ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外として含む場合</p>

改正前	改正後
<p>イ 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は (1) イによる。</p> <p>ロ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ロ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ハ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。</p> <p>5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。</p> <p>6 工事に伴う湧水の排出費用</p> <p>共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。</p> <p>7 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い</p> <p>(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取扱い</p> <p>鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目は表1-1のとおり全て補正の対象とする。ただし、建方機械器具（定置式・移動式）</p>	<p>イ 当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は (1) イによる。</p> <p>ロ 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。</p> <p>4 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>(1) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>イ 共通仮設費率は、それぞれの敷地の工事ごとの直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率とする。</p> <p>なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ロ 現場管理費率は、それぞれの敷地の工事ごとの純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。</p> <p>なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに計上する。</p> <p>ハ 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事ごとの工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。</p> <p>(2) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事ごとに算定する。</p> <p>5 営繕工事のいずれかと営繕工事以外の工事を一括して発注する場合の算定</p> <p>共通費は、営繕工事と営繕工事以外の工事に分け、それぞれの工事ごとの共通費に関する定めにより算定する。</p> <p>6 工事に伴う湧水の排出費用</p> <p>共通費を算定する場合の直接工事費には、工事に伴う湧水等を公共下水道等に排出する場合の費用（下水道料金のみ）は含まないものとする。</p> <p>7 新営工事における主体構造物にかかわる鉄骨工事の補正に関する取扱い</p> <p>(1) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造における取扱い</p> <p>鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨工事として科目で取り扱う項目を補正の対象とする。</p>

改正前

改正後

は、共通仮設費の一般工事の区分として積み上げる。

(2) 鉄筋コンクリート造における取扱い

体育館、倉庫、格納庫等の鉄筋コンクリート造において、屋根部が鉄骨造の場合は補正の対象とする。

(3) 鉄塔の取扱い

鉄塔については単体として取扱い、設置場所（地盤面又は鉄筋コンクリート造屋上面）にかかわらず補正の対象とする。

(4) フラットデッキの取扱い

フラットデッキについては、鉄骨造の場合に限り補正の対象とする。

表 1-1 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正

(注) ○印は対象項目、△印は鉄骨造のみ対象項目

鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造における補正					
鉄骨工事					
鋼材費	○	工場加工費	○	鉄骨運搬費	○
工場塗装	○	溶融亜鉛めっき処理	○	現場錆止め塗装	○
建て方費	○	溶接試験	○	現場溶接	○
アンカーボルト	○	スタッド溶接	○	柱底均しモルタル	○
デッキプレート (合成スラブ用)	○	フラットデッキ (床型枠用)	△	耐火被覆	○
				専用仮設	○
付帯鉄骨（母屋、胴縁）	○	鉄骨階段・鉄骨庇	△	設備機器架台	○
鉄塔	○	C. W一次ファスナー	○		

[削除]

8 その他工事として取り扱う工事

その他工事として取り扱う工事の具体例を表 1-2 及び表 1-3 に示す。

なお、表 1-2 及び表 1-3 には共通費要領 表 7 その他工事に示された以外の工事も含まれているが、それらを一般工事に含めて発注する場合においても、共通費要領 2

(5) 及び 3 (5) の定めによる。

改正前

改正後

表1-2 その他工事としての取扱い（建築工事）

（注）○印は対象項目、×印は対象外項目

特殊な室内装備品	家具・書架及び実験台の類で通常の建物本体工事に含まれない特殊な室内装備品				
壁面収納（造り付け以外）	○	ローパーティション	○	移動書架	○
書架（スチール棚）	○	書架（既製木製棚）	○	家具（造り付け以外）	○
造り付け家具	×	カーテン	×	ブラインド	×
ファンコイルカバー	×	じゅうたん	×	OAフロア	×
一般（湯沸室）流し台	×	トイレブース	×	可動・移動間仕切	×
実験流し台	○	実験・医療器具	○	シールド工事	○
舞台機構装置	○	浴室・シャワーユニット	×	厨房機器	×
清掃用ゴンドラ	×				
造園工事	種目で造園工事として取り扱われる項目全て				
樹木費	○	植え込み費	○	地被類（芝張り、は種）	○
支柱	○	移植	○	客土	○
植栽基盤	○	土壌改良	○	ツリーサークル	○
伐採・伐根	○	人工土壌	○	排水マット敷設	○
庭石・モニュメント	○	温室工事	○		
舗装工事	種目で舗装工事として取り扱われる項目全て（ただし、土工、縁石、側溝は一般工事）				
土工事	×	直接仮設（舗装用）	○	アスファルト舗装	○
コンクリート舗装	○	タイル張り舗装	○	石張り舗装	○
インターロッキング舗装	○	舗石舗装	○	グラウンド・テニスコート	○
平板舗装	○	路床整正	○	舗装機械運搬	○
トラフィックペイント	○	縁石	×	L型側溝・V型溝	×
排水ます	×	開きょ（U字溝）	×	排水管	×
取り壊し工事	種目で取り壊し工事*として取り扱われる項目全て（ただし、アスベスト含有建材処理工事は、一般（改修）工事）				
とりこわし費	○	集積積み	○	アスベスト処理工事費	×
とりこわし材運搬費	○	とりこわし機械運搬	○		

※建築物等の解体を行う工事（改修に伴う撤去工事は除く）

表1-3 その他工事としての取扱い（機械設備工事）

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費を含めて計上したものを対象とする。

[削除]

改正前

改正後

(注) ○印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て (ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事)	
揚水井設備	○	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、深井戸用水中モーターポンプ設置 (揚水試験、水質検査含む。) を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	○	掘さく後、充てんを行う空調及び融雪用の地中熱交換井 (地中熱交換器、けい砂等)
深井戸用水中モーターポンプ交換	×	ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て	
恒温恒湿室	○	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備 (部屋本体を含む場合あり)
クリーンルーム	○	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備 (部屋本体を含む場合あり)
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て	
プールろ過設備	○	プール水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	○	浴槽水を循環させてろ過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て (ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部 (ルーフトレン等) から雨水流入槽に至る配管は一般工事)	
厨房排水除害設備	○	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	○	有害廃水 (病原菌、放射性物質等) を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	○	原水 (雑排水等) を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
	○	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	×	集水部 (ルーフトレン等) から雨水流入槽に至る配管 上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	×	ユニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て (ただし、厨房のディスポーザーは一般工事)	
ダストシュート	○	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	○	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	○	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	○	焼却炉
ディスポーザー	×	厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備	搬送設備として取り扱われる項目全て (小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)	
書類搬送設備	○	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	○	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	○	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て	
機械式駐車設備	○	2 段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て	
医療用ガス設備	○	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	○	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	○	ダイビング用高圧空気ボンベに空気充てんを行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。	
実験機器設備	○	ドラフトチャンバー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て	
医療器具設備	○	手術台、歯科用椅子、各種検査機器 (X線、CT、MRI、超音波等)、介護補助用リフト等の医療用設備

[削除]

改正前	改正後
<p>9 その他工事等を単独で発注する場合の算定</p> <p>その他工事及び防水改修工事等で、専門工事業者に単独で発注する場合の共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(1) 共通仮設費の算定は、第2章による。ただし、共通仮設費率は1%とし、2(1)イ(イ)から(ホ)による補正等を行わないものとする。</p> <p>(2) 現場管理費の算定は、第3章による。ただし、現場管理費率は2%とし、2(1)イ(イ)から(ニ)による補正等を行わないものとする。</p> <p>(3) 一般管理費等の算定は、第4章による。</p> <p>10 指定部分及び指定部分工期</p> <p>原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期(T)に用いない。</p> <p>なお、指定部分とは、工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p>	<p>8 専門工事を単独で発注する場合の算定</p> <p>防水改修工事等で、専門工事業者に単独で発注する場合の共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。</p> <p>(1) 共通仮設費の算定は、第2章による。ただし、共通仮設費率は新営建築工事の率を準用する。</p> <p>(2) 現場管理費の算定は、第3章による。ただし、現場管理費率は新営建築工事の率を準用する。</p> <p>(3) 一般管理費等の算定は、第4章による。</p> <p>9 指定部分及び指定部分工期</p> <p>原則として、指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期(T)に用いない。</p> <p>なお、指定部分とは、工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。</p>

改正前	改正後
<p>第2章 共通仮設費</p> <p>1 共通仮設費の区分 共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費に区分して算定する。 なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事、その他工事及び発生材処分費以外をいう。</p> <p>2 共通仮設費の算定方法 (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ 共通仮設費率による算定 (イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期） ① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、工期が日数で示された場合はその日数、工期末が示された場合は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し14日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。 なお、設計図書等に現場施工の着手時期が明示されている場合は、その着手時期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。 ② 工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。 (ロ) 鉄骨工事の場合の補正 共通費要領2（4）の場合は、共通仮設費率に0.9を乗じる。 また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。 (ハ) 監理事務所を設けない場合の補正 ① 共通費要領2（3）表-5のうち建築工事において、監理事務所（監督員事務所）を設けない場合は、一般工事の共通仮設費率に0.9を乗じる。</p>	<p>第2章 共通仮設費</p> <p>1 共通仮設費の区分 共通仮設費は、一般工事、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費に区分して算定する。 なお、ここでいう一般工事とは、鉄骨工事（補正率が1.0の場合を除く）、とりこわし工事及び処分費以外をいう。</p> <p>2 共通仮設費の算定方法 (1) 共通仮設費の算定は共通仮設費率により算定する。ただし、共通仮設費率に含まれないものは積み上げにより算定する。 イ 共通仮設費率による算定 (イ) 共通仮設費率の算定に用いるT（工期） ① 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は、工期が日数で示された場合はその日数、工期末が示された場合は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し14日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。 なお、設計図書等に現場施工の着手時期が明示されている場合は、その着手時期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。 ② 工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。 (ロ) 鉄骨工事の場合の補正 共通費要領2（4）の場合は、原則として共通仮設費率に1.0を乗じる。 また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。 (ハ) 監理事務所を設けない場合の補正 ① 建築工事において、共通費基準2（3）表-5に挙げる監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率（K_r）に以下の補正値を乗じる。</p>

改正前	改正後			
<p>② 鉄骨工事における共通仮設費率の補正を行う工事で、監理事務所を設けない場合は (ロ) に 0.9 を乗じる。</p> <p>③ 既存施設を監理事務所 (監督員事務所) として利用できる場合は、利用中の維持管理費及び利用後の現場復旧に要する費用を考慮し低減は行わない。 また、条件明示による事務所の規模の違いによる補正は行わない。</p> <p>(算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般工事の場合 直接工事費 (一般工事) × 共通仮設費率 × 補正 (ハ) ・鉄骨工事の場合 直接工事費 (鉄骨工事) × 共通仮設費率 × (補正 (ロ) × 補正 (ハ)) <p>(ニ) その他工事を含めて発注する場合 共通費要領 2 (5) の場合は、一般工事とその他工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。 また、その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を 1% として算定する。</p> <p>(ホ) 労務費の比率が著しく少ない工事 共通費要領 2 (6) の労務費の比率が著しく少ない工事の共通仮設費率は、その率に 0.9 を乗じる。 なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね 10% 以下の工事をいう。</p> <p>(ハ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計</p>	直接 工事費	1 0 0 0 万円 未満	1 0 0 0 万円以上 5 0 億円以下	5 0 億円を 超える
	補正值	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log } e P$	0.988
	<p>P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P : 直接工事費 (千円)</p> <p>注 1) 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。</p> <p>注 2) 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の K r に乗じる。</p>			
	<p>[削除]</p> <p>(ニ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事の率を準用する。</p> <p>[削除]</p> <p>(ホ) リース料の取扱い 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の直接工事費の合計</p>			

改正前	改正後
<p>額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。 なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</p> <p>(ト) 共通仮設費率の留意事項</p> <p>① 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費 ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用) ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)</p> <p>② 屋外整理清掃費 施工中に発生する端材等の処理に要する費用(指定された集積場所から構外へ搬出するための積込み、運搬費及び処分費)は、共通仮設費率に含む。</p> <p>ロ 積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費 敷地測量、道路占有料、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費</p>	<p>額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定する。 なお、リース料については、共通仮設費を算定しない。</p> <p>(ヘ) 直接工事費が共通費基準 別表(注3)で定める範囲を外れる場合原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ト) 共通仮設費率の留意事項</p> <p>① 環境安全費に含まれる台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、一般的なもの費用については、以下の費用が含まれている。 ・屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用 ・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用</p> <p>② 共通仮設費率に含まれる動力用水光熱費 ・新営工事は引込費用及び使用料が該当する。(工事用) ・改修工事は既存施設からの引き込みが可能であるため、主にメータ設置費と使用料が該当する。(工事用)</p> <p>ロ 積み上げによる算定 以下の項目については、共通仮設費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 準備費 敷地測量、仮設用借地料、既存施設内の家具、什器、機器等の移動・復旧に関する費用</p> <p>(ロ) 仮設建物費</p>
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
[削除]	[削除]

改正前	改正後
<p>① 宿舍、設計図書によるイメージアップ費用</p> <p>② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における監理事務所（監督員事務所）、備品等の費用</p> <p>③ 建築工事における監理事務所（監督員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台及び設計図書によるイメージアップ費用</p> <p>(ニ) 環境安全費 安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）</p> <p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p>(ヘ) 機械器具等</p> <p>① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。</p>	<p>① 宿舍、設計図書による現場環境改善費用</p> <p>② 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事における監理事務所（監督員事務所）、備品等の費用</p> <p>③ 建築工事における監理事務所（監督員事務所）の備品等の費用のうち、設計図書に当該工事固有の事情により指定された内容</p> <p>(ハ) 工事施設費 仮囲い、工事用道路、歩道構台及び設計図書によるイメージアップ費用</p> <p>(ニ) 環境安全費 安全管理・合図等の要員に要する費用（工事現場（施設）の警備に要する警備要員、機械警備及び交通誘導警備員に要する費用）、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち、大規模な台風等の風災害対策として、足場の養生シートの全面掛払い、防音パネルの全面掛払い等、受発注者間の協議に基づき設計図書に記載される災害防止対策に要する費用</p> <p>(ホ) 動力用水光熱費 本受電後の電力基本料金</p> <p>(ヘ) 機械器具等</p> <p>① 新営工事における荷揚用揚重機械器具の費用 規格の選定及び存置日数は、表2-1～表2-5を参考とし、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>② 改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用 機種を選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。</p> <p>(ト) 情報システム費 情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用</p>

[新設]

改正前	改正後
<p>(ト) その他</p> <p>材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費（引張試験及び超音波探傷試験）を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト 粉じん濃度測定 ・ 分析による アスベスト 含有建材の調査 ・ 化学物質の濃度測定 ・ 六価クロム溶出試験 ・ コンクリートの単位水量測定 ・ PCB含有シーリング材の調査 ・ 路床土の支持力比（C B R）試験 ・ 現場C B R試験 ・ 上記に類する各種試験費 <p>(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い</p> <p>建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p>	<p>(チ) その他</p> <p>材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費を除き、積み上げにより算定する。</p> <p>(積み上げによる試験費の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿 粉じん濃度測定 ・ 分析による 石綿 含有建材の調査 ・ 化学物質の濃度測定 ・ 六価クロム溶出試験 ・ コンクリートの単位水量測定 ・ PCB含有シーリング材の調査 ・ 路床土の支持力比（C B R）試験 ・ 現場C B R試験 ・ 上記に類する各種試験費 <p>(2) 処分費の取扱い</p> <p>建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。</p>

改正前	改正後
<p>第3章 現場管理費</p> <p>1 現場管理費の区分 現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。</p> <p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ 現場管理費率による算定</p> <p>(イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）</p> <p>① 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、工期が日数で示された場合はその日数、工期末が示された場合は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し14日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p> <p>なお、設計図書等に現場施工の着手時期が明示されている場合は、その着手時期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。</p> <p>② 工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p>(ロ) 鉄骨工事の場合の補正 共通費要領3（4）の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。 また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。</p> <p>(ハ) その他工事を含めて発注する場合 共通費要領3（5）の場合は、一般工事とその他工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。 また、その他工事の現場管理費は現場管理費率を2％として算定する。</p> <p>(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事 共通費要領3（6）の労務費の比率が著しく少ない工事の現場管理費率は、その率</p>	<p>第3章 現場管理費</p> <p>1 現場管理費の区分 現場管理費は、共通仮設費で区分した項目ごとに算定する。</p> <p>2 現場管理費の算定方法</p> <p>(1) 現場管理費の算定は現場管理費率により算定する。ただし、現場管理費率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p>イ 現場管理費率による算定</p> <p>(イ) 現場管理費率の算定に用いるT（工期）</p> <p>① 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は、工期が日数で示された場合はその日数、工期末が示された場合は、入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し14日を減じた日数を30日／月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。</p> <p>なお、設計図書等に現場施工の着手時期が明示されている場合は、その着手時期から工期末までの日数を30日／月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。</p> <p>② 工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合を含む。）を理由とした工期延伸する期間を含まない。</p> <p>(ロ) 鉄骨工事の場合の補正 共通費要領3（4）の場合は、現場管理費率に1.0を乗じる。 また、補正の対象となる鉄骨工事の取扱いは、第3編第1章7による。</p> <p>(ハ) とりこわし工事を含めて発注する場合 とりこわし工事は新営建築工事の率を準用する。</p> <p>[削除]</p>

改正前	改正後
<p>に0.8を乗じる。</p> <p>なお、労務費の比率が著しく少ない工事とは、直接工事費に占める労務費の割合がおおむね10%以下の工事をいう。</p> <p>(ホ) リース料の取扱い</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。</p> <p>なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</p> <p>(ヘ) 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正</p> <p>建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。</p> <p>なお、(ロ) 鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ) 労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。</p> <p>(算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般工事の場合 純工事費（一般工事）×現場管理費率×補正（ヘ） ・鉄骨工事等の場合 純工事費（鉄骨工事等）×現場管理費率×（補正（ヘ）×補正（ロ）又は補正（ニ）） 	<p>[削除]</p> <p>(ニ) リース料の取扱い</p> <p>仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。</p> <p>なお、リース料については、現場管理費を算定しない。</p> <p>[削除]</p> <p>(ホ) 純工事費が共通費基準 別表（注3）で定める範囲を外れる場合 原則として算定式により算定された率を採用する。</p> <p>(ヘ) 現場管理費率の留意事項</p> <p>①現場管理費率内のその他の項目に含まれる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本支店等から支援を受けた場合の原価性費用として、本支店等から支援を受けた以下の費用が含まれている。 <ul style="list-style-type: none"> ・検査、試験の支援に要する費用 ・施工図作成の支援に要する費用 ・その他、外注又は現場従業員が従事する代わりに、本支店等従業員が従事した場合に要する費用

[新設]

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">[新設]</p> <p>ロ 積み上げによる算定 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）</p> <p>(ロ) 昇降機設備工事における工事実績情報（コリンズ）の登録費用 工事費が2,500万円未満の場合（500万円未満の工事費は、登録を必要としない。）</p> <p style="padding-left: 40px;">『工事実績情報登録費用』 = 登録作業費 ※1 + 登録料（税抜き）</p> <p style="padding-left: 80px;">※1：登録作業費 = 特殊作業員1.0人・日</p> <p>(2) 建設発生土処分費及び発生材処分費の取扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</p> <p>(3) 支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。</p>	<p style="text-align: right;">[削除]</p> <p>・各種調査に要する費用として、以下の費用が含まれている。 ・本支店等従業員が調査に伴う作業に要した費用 ・現場従業員が工事完了後に調査に伴う作業に要した費用</p> <p>ロ 積み上げによる算定 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。</p> <p>(イ) 要員等の費用 条件明示された要員等の費用（共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等）</p> <p>(2) 処分費の取り扱い 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。</p> <p>(3) 支給材を使用する場合 支給材（入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材）を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。ただし、再利用資機材については現場管理費を算定しない。</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="174 172 443 204">第4章 一般管理費等</p> <p data-bbox="174 239 470 268">1 一般管理費等の算定方法</p> <p data-bbox="188 290 1111 363">(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p data-bbox="219 386 537 414">イ 一般管理費等率による算定</p> <p data-bbox="232 437 560 466">(イ) 前払金支出割合による補正</p> <p data-bbox="277 481 1111 555">前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p>	<p data-bbox="1128 172 1397 204">第4章 一般管理費等</p> <p data-bbox="1128 239 1424 268">1 一般管理費等の算定方法</p> <p data-bbox="1142 290 2065 363">(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし、一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。</p> <p data-bbox="1173 386 1491 414">イ 一般管理費等率による算定</p> <p data-bbox="1187 437 1514 466">(イ) 前払金支出割合による補正</p> <p data-bbox="1232 481 2065 555">前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p data-bbox="1254 564 1984 593">なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外とする。</p>

改正前	改正後
<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 単価及び価格に関する数値の取扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下のとおりとする。 また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。</p> <p>(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等</p> <p>イ 平均値を採用する場合の端数処理は有効桁上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>ロ イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。</p> <p>ハ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。</p> <p>ニ イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p>	<p>第4編 単価、価格等</p> <p>第1章 共通事項</p> <p>1 単価及び価格に関する数値の取扱い 予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下のとおりとする。 また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。</p> <p>(1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等</p> <p>イ 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>ロ イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。</p> <p>ハ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。</p> <p>ニ イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。</p> <p>4 「その他」の率 歩掛りの「その他」の率は中間値+1%を標準と※し、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。</p> <p>※墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%を加算。対象は単価基準の表3-1-1~3に示された工種とする。</p> <p>なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。</p>

改正前

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	-	-	屋上及び外構施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	-	-	-	
配管工事(地中)	基準単価	-	-	-	
配管 付属品	基準補正単価	1.20	-	-	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	-	-	
機器搬入	基準補正単価	1.20	-	-	
総合調整	基準補正単価	1.20	-	-	
土工事	基準単価	-	-	-	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	-	-	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	-	-	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャージャー類	1.14	
ダクト 付属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.20	歩掛りによる場合
自動制御設備	基準補正単価	1.20	-	-	
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
柵類	基準単価	-	-	-	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	-	-	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	-	-	
機器搬出	基準補正単価	1.20	-	-	
はつり工事	基準補正単価	1.20	-	-	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	-	-	
インバート改修	基準単価	-	-	-	
撤去(再使用する)	基準単価	-	-	-	
撤去(再使用しない)	基準単価	-	-	-	
再取付け	基準補正単価	1.20	-	-	

改正後

表M-1 執務並行改修の場合の工種ごとの単価適用区分

工種	用いる単価	基準補正単価の算定方法			備考
		複合単価労務の所要量補正	市場単価及び補正市場単価 改修補正率		
配管工事 (屋内一般、機械室・便所)	基準補正単価	1.20	-	-	屋上及び外構施工含む
配管工事 (屋外・共同溝)	基準単価	-	-	-	
配管工事(地中)	基準単価	-	-	-	
配管 附属品	基準補正単価	1.20	-	-	
保温工事	基準補正単価	1.20	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.14	
塗装及び防錆工事	基準補正単価	1.20	-	-	
機器搬入	基準補正単価	1.20	-	-	
総合調整	基準補正単価	1.20	-	-	
土工事	基準単価	-	-	-	
コンクリート工事	基準補正単価	1.20	-	-	屋内基礎等
機器類の据付	基準補正単価	1.20	-	-	
ダクト設備	基準補正単価	1.20	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャージャー類	1.14	
ダクト 附属品	基準補正単価	1.20	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.20	歩掛りによる場合
自動制御設備	基準補正単価	1.20	-	-	
衛生器具設備 (ユニットを除く)	基準補正単価	1.20	取付手間のみ	1.20	
柵類	基準単価	-	-	-	
消火設備 (特殊消火を除く)	基準補正単価	1.20	-	-	歩掛りによる場合
配管分岐・切断	基準補正単価	1.20	-	-	
機器搬出	基準補正単価	1.20	-	-	
はつり工事	基準補正単価	1.20	-	-	
ダクト端部閉塞	基準補正単価	1.20	-	-	
インバート改修	基準単価	-	-	-	
撤去(再使用する)	基準単価	-	-	-	
撤去(再使用しない)	基準単価	-	-	-	
再取付け	基準補正単価	1.20	-	-	

改正前	改正後
<p>10 工事が僅少等の取扱い 工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。</p> <p>11 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価</p> <p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p>労務費（総額）＝ 労務単価 ＋ 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>ただし、K（割増賃金係数）＝ 割増対象賃金比 × 1／8 × 割増係数とする。</p> <p>なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。</p> <p>なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、又は4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法第35条）</p> <p>労務費（総額）＝ 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p>	<p>9 工事が僅少等の取扱い 工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務及び機械器具等の費用を実状に応じて算定する。</p> <p>10 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価</p> <p>(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。</p> <p>(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。</p> <p>労務費（総額）＝ 労務単価 ＋ 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>ただし、K（割増賃金係数）＝ 割増対象賃金比 × 1／8 × 割増係数とする。</p> <p>なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「労務単価」の「割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。</p> <p>(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。</p> <p>なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、又は4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法第35条）</p> <p>労務費（総額）＝ 労務単価 × K × 割増すべき時間数</p> <p>なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。</p> <p>また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。</p>

改正前	改正後
<p>12 寒冷地、離島等の取扱い</p> <p>(1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。</p> <p>(2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。</p> <p>13 設計変更時の取扱い</p> <p>国単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p> <p>14 現場労働者用の墜落制止用器具費の取扱い</p> <p>(1) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全带（腰ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。</p> <p>また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。</p> <p>なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。</p> <p>(2) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。</p> <p>(3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。</p> <p>(4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。</p> <p>（算定方法）</p> <p>墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表5）</p>	<p>11 寒冷地、離島等の取扱い</p> <p>(1) 寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。</p> <p>(2) 離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。</p> <p>12 設計変更時の取扱い</p> <p>国単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。</p> <p>[削除]</p>

改正前

改正後

表5 墜落制止用器具費の算定区分

工種区分	墜落制止用器具費月額損料(差額分) ※	基準補正単価の算定方法					
		6か月まで	12か月まで	18か月まで	24か月まで	30か月まで	30か月を超え
建築工事	新営工事	6,000円/月					
	改修工事	3,600円/月					
電気設備工事	新営工事	3,600円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)
	改修工事	2,400円/月					
機械設備工事	新営工事	3,600円/月					
	改修工事	2,400円/月					
昇降機設備工事	1,200円/月	6(か月)					

※墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分) × 現場労働者の同時施工人員想定 (表5-1)

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日/月	6人日/月	6人日/月	2人日/月
改修工事	6人日/月	4人日/月	4人日/月	

※その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落防止用器具(フルハネス型)をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分)

600円/人・月 = (墜落防止用器具費(フルハネス型) - 現行の安全帯(腰ベルト型) - 助成金) / 36か月(耐用年数)

[削除]